**平成２９年度第２回函館市障がい者計画策定推進委員会　会議録要旨**

* 日時　平成２９年８月２８日（月）　午後６時３０分～午後８時
* 場所　函館市役所８階　第１会議室
* 出席委員（１２名）

大山委員，河村委員，熊谷委員，佐藤委員，相馬委員，永澤委員，比森委員，廣畑委員，松田委員，松森委員，水野委員，吉田委員

* 事務局職員

障がい保健福祉課　齋籐課長，加藤課長，渡邊主査，高瀬主査，菅原主査，板谷主査，柄澤主事

* 会議内容
1. 開会（午後６時３０分）
2. 協議事項
3. 障がい福祉サービス等の現状について

（佐藤会長）

　　それでは始めに，協議事項（１）障がい福祉サービス等の現状について，先ず，

資料１と２を事務局から説明願いたい。

（渡邊主査）

資料１，２の前に，第５期計画の目標値の設定についてお話しする。

第５期計画に定めなければならない事項（資料３内の成果目標や，資料４内の各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込）について，今日の委員会で皆さんから出された意見や助言を参考に，当市の実情を踏まえ設定した試案を次回の委員会でお示しする。

この案を叩き台に最終的な数値を練り上げていく，といった流れで進めていこうと考えているため，宜しくお願いしたい。

それでは，「資料１　障がいのある人の現状」を説明する。

（「資料１　障がいのある人の現状」を説明。）

　資料の補足を説明する。

・平成２６年度（第４期計画策定時）と平成２９年度の比較

＊身体障害者手帳所持者

障がい部位の比較：肢体不自由が６００人減少と，減少数の殆どを占めている。

等級別の構成比　：１級が１％増加，２～３級はそれぞれ５％減少と重度化が若干

進んでいる。

　　　１８歳未満の人数：平成２６年度は１６６人（全体の１．２１％），平成２９年度は

１３２人（全体の１．０１％）と減少傾向にある。

　　＊療育手帳所持者

　　　障がいの程度と１８歳未満の人数：Ｂ判定と障害児が若干増加傾向にある。

　・函館市の人口に占める障がい者の割合

平成２６年度は７．６％，平成２９年度は７．９％と０．３％増加している。

市の人口は減少する中，障がい者の人数は余り変化が無い。

　　続きまして，「資料２　障がい福祉サービス等の事業所整備状況」を説明する。

（「資料２　障がい福祉サービス等の事業所整備状況」を説明。）

（佐藤会長）

質問，意見はないか。

（質問，意見無し）

（佐藤会長）

　　続いて，資料３を事務局から説明願いたい。

（渡邊主査）

（「資料３　第４期計画（平成２９年度の成果目標）の進捗状況および第５期計画

（平成３２年度の成果目標）に係る国の指針について」を説明。）

（佐藤会長）

地域生活移行者数についての数値に関しては，中々入所者数が減少しない問題がある。

私としては，ご多分に洩れず，入所者の高齢化により施設から退所することが難しく

なってきていることや，多くの待機者がいることなどが問題なのでは，と考えている。

（河村委員）

　相談支援事業所の立場から見ると，発達障がいがあり中々在宅が難しい児童が，施設

入所するといったケースがここ数年見られるほか，児童相談所で一時保護している児童

で，１，２か月待機して施設に入所するといったケースが多く見られる。

また，施設からの退所については，先の資料にあったような重度化もあり，保護者と

相談し，グループホームや自宅に移行することは難しくなってきていると考えている。

地域移行の目標値に関しては，中々目標通りには難しいと思われる。現実的な数値でかまわないのでは，と考えている。

（佐藤会長）

減少見込入所者数の分析に『待機者』とあるが，その辺り，ご家族などから相談を受けることはあるか。

（相馬委員）

待機者は沢山いるが，受け入れる側である地域の受け皿がしっかりしていない。

いざ地域に帰ってきても，家族だけでは難しいため，専門の方の知識を聞きながら，

一緒にやっていくとなると，やはり施設に相談，となるため大変である。

また，一般就労先を探すのが難しい。特に知的障がいのある方は，一度離職すると

再就職が難しいと思う。

（吉田委員）

　　ハローワークでは，障がいのある方の就労相談や紹介を行っているが，障がいのある方

を対象とする求人は少ない。そのため，一般の方と同じ求人を，企業に了承の上で紹介し

ているケースが非常に多い。

　また，函館市では，毎年１０月に障がいのある方と企業との面接会（障がい者雇用促進

フェア）を開催などしているが，求人を紹介し，面接に行かれても中々採用にならないと

いった所が現状である。

（河村委員）

　　今年，平成２８年度の就労者数は５３人程と，すてっぷ開設以来の人数になっており，内訳としては，主に知的障がいや精神障がいの方々である。

　　また，定着率としては，７８％程と記憶しており，ほぼ資料の数字に合致すると思われる。

　　今年すてっぷでは，新たに定着支援員や精神関係の支援員を採用し，８５％定着を目指し，定着率を上げる取組を行う予定である。

　　就労に関しては年々右肩上がりに増えている。この理由としては，ハローワークから情報提供や，会議等の機会に就労移行支援事業所等より相談を受けることなどが挙げられるのではないかと考えている。

（佐藤会長）

障がい者の就労に関しては，専門の機関のほかに，就労移行支援事業所や就労継続支援Ｂ型等の日中支援の事業所も，積極的に進めている。

今回の資料の中で，一般就労移行者数等が示されているが，一度一般就労した方が離職

し，再度事業所を利用し再就職した場合には，移行者数『２』人と数えるため，必ずしも実人数と合致しない事を心に留めておく必要がある。

　こうしたことから，今回新たに定めなければならない事項に加わった，就労定着支援事業の職場定着率というものは大変意義深いものであると思う。

（松田委員）

　　就労移行支援事業所を経営しているが，原則２年間という利用期間の縛りがとても苦しい。ハローワーク等を利用するも，中々マッチングしない現状がある。

就労者の内訳としては，特別支援学校が力を入れていることも有り，発達障がいのある方が多い。

先の資料には，就労移行支援事業所の数値もあったが，中々数字を上げていくことが難しいと思う。事業所数は増加しているが，実態は利用者が少ないと聞く。これは，一度就労しないと利用できないこと等も関係すると考える。

また，先の施設関係の話題では，知的障がいの方の６５歳問題があると思う。

６５歳になると，介護保険に移行できるサービスについては移行するようにとなっているが，本人と保護者の希望で６５歳になったら，グループホームから高齢者向けの施設に入所できるよう待機している方がいる。

（佐藤会長）

　　障がい者を対象とした高齢者の施設は非常に少ない。高齢になってから施設入所を希望する方達の問題というのは大きな問題であると感じている。

（比森委員）

　　精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての所の，長期入院精神障がい者に関してだが，昭和６０年代に，それまでの精神衛生法が精神保健法に改正され，患者の社会復帰の促進が明記されて以降，措置入院が減少し，入院期間が短くなっている。

現在の枠組みでは，患者は訪問介護等を利用しながら地域生活を送るが，実際に社会に出てみて心労を感じ，やはり入院していたいと話す方もいる。

今回示された様な，地域包括ケアシステムが適切に構築，運用されると，こうした患者達も地域の中で恵まれた生活を送れるのではと思う。

地域で生活する精神障がい者においては，処方薬の飲み忘れが問題であり，服薬管理をしてもらえるようなシステム作りを目指していただければと思っている。

（佐藤会長）

　　精神障がい者の地域移行についての目標は，数値目標が示されている他の障がいの

目標と比べて，抽象的な目標に留まっている。

　函館市の目標にしても，『自立支援協議会地域定着移行部会等を活用する予定』としているが，もう少しこの分野の内容について詳しく説明願いたい。

（渡邊主査）

　話にあった精神障がい者の地域移行の目標値は，北海道の計画において目標値の設定

が定められている。

　また，精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについてだが，従前より高齢者を対象に，いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生き続けるために，医療，介護等が一体的に提供されるシステムとして構築を目指していた地域包括ケアシステムを，高齢者のみならず，精神障がい者にも対応できるような作りで構築を目指すものである。

（河村委員）

　６ページ目，３　地域生活支援拠点等の整備について以降，拠点等の整備・構築等抽象的な目標が多く，皆イメージできないのではないかと思う。解りやすいイメージ図等を示していただきたい。

　　また，これ以降，函館地域自立支援協議会の活用が多々見られるが，他構成員である

北斗市や七飯町との現時点での連携の進捗状況と今後の展望について説明願いたい。

（渡邊主査）

　　函館地域自立支援協議会の活用については，１つの選択肢として示したものであり，

確定ではないため，他市町との調整・協議等には至っていない。

（佐藤会長）

　　函館地域自立支援協議会には様々な部会があるが，それぞれの部会と，部会での協議

内容をお聞かせ願いたい。

（菅原主査）

　　函館市においては，子ども部会，就労部会，地域移行定着部会，権利擁護部会の4つの部会がある。

　　就労部会では，障がい者の就労定着には，どのような働きかけが必要か，といったことを協議している。例えば，就労に携わる事業所によるプレゼン等の催し物や，組合と提携しマッチングを行ったりしている。

（板谷主査）

地域移行定着は，本来は，長期入院患者をいかに地域に定着し生活させていくかを

目指していくことと思うが，地域移行定着部会では，この度退院後の住処を整えるために，２市１町のグループホームの資源を纏めた所である。

　　また，この部会には，精神科の医療ソーシャルワーカーも所属しているが，地域移行へは様々な壁があると聞いている。

例えば，いざ地域移行を進めようとする際，始めに相談ができるような事業所が少なかったり，病院内での周知や体制づくりが不十分なため，病院側に長期に関わってきた患者を外部事業所に任せて良いのかといった壁があったりする。

　　その他，地域移行先のグループホームに関して，今年度，世話人の障がい理解を促進する懇親会を開く予定である。

（佐藤会長）

　　精神障がい者の地域移行定着に関しては，様々な協議の場が設けられているが，具体的な部分では未だ問題も多い所である。今後，住み慣れた地域で生活していける体制を構築していく必要性はあると考える。

（廣畑委員）

　　質問と意見，２点お話しする。

　　１点目は，一般就労移行者数について。

数値的な目標設定は，達成しやすい延べ人数ではなく，実数が望ましい。

また，その時重要になってくるのは，なぜ移行者数が増えているのか，きちんと分析することと思われる。

資料にあるような実際の支援の結果以外に，恐らく，景気の変動や企業側の理解の促進等，様々な要因があると思われるが，関連機関の方々はこの辺りをどのように分析しているのか，目標値を適正値として設定する参考にお聞かせ願いたい。

　　２点目は，障害児支援の提供体制の整備等，（１）（前略）児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実について。

国の数値目標である『少なくとも１か所以上設置』は，新規項目として，あくまで市町村の共通基盤としての最低ラインを定めているものと思われる。従って，当市においては，国の最低限の目標値を満たす現状に満足するのではなく，先の実態調査の結果も加味しながら，利用者のニーズと実態にズレがないか，独自の目標値を検討する必要があるのではないか。

（河村委員）

　　改正された法定雇用率の啓発活動も継続的に行っているが，道南地域の気風か未達成の企業が多い。すてっぷ自身が，中小企業家同友会の会員として，障がい者問題委員会の中で，活動を行って理解を得ようとしている所である。

　　先ほど部会説明にあったように，企業と提携しマッチングを行うことで，少しずつ雇用者や保護者の理解を深めつつ事業を展開している。

（吉田委員）

　　ハローワークの紹介で就職した障がいのある方と企業双方に，就労１か月後に郵送でアンケートを行い，定着・指導を行っている。

　　精神障がい者についても，週１回精神保健福祉士による，こころの相談コーナーを設け，一般就労に向けたアドバイスや，就労後の定着指導等を行っている。

　　障がい者の雇用率は現在集計中だが，平成３０年からは官公庁含め雇用率が上がる予定になっている。現在の５０人以上の要件が，４５人以上となる予定。

（佐藤会長）

　　先ほど，廣畑委員より障害児の部分で，国の最低限の目標値を満たす目標で良いのか，との質問があったが，現在，どういった状況で事業を展開しているのかといったこと，

また，その後の重症心身障がい児対応の事業所，医療的ケア児の支援について，関係機関の協議の場を確保するといった辺りに関して，もう少し詳しく説明願いたい。

（渡邊主査）

　　先ず，児童発達支援センターと保育所等訪問支援の箇所数についてお話しする。

児童発達支援センターは児童発達支援事業と共に地域支援を行うことが施設の基準となっており，当市では，『はこだて療育・自立支援センター』と『うみのほし』の２か所である。

児童発達支援事業所は，市内にも何か所もあるが，地域支援（障害児相談支援：障害児計画を作成する事業，若しくは保育所等訪問等の支援をあわせて行うこと）まで行っている所はこの２か所である。

中々分析は難しいが，平成２４年度に児童福祉法が改正され，児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所が開設されたが，当初は人口１０万人に１か所児童発達支援センターがあることが望ましい，と国の目標値として示されていた。

　　現在の当市の人口（約２６万人）からすると，若干少ないと思うが，未だ１か所も設置されていない市町村も多いのが現状である。

　　次に，重症心身障がい児に対応する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所に関して説明する。

現在，市内の重症心身障がい児数は３，４人程度と思われ，これらの児童の対応にあたっては看護師等が必要不可欠である。

放課後等デイサービスの基本報酬は，定員１０人以下１人あたり４７３単位（４，７３０円），仮に市内在住の重症心身障がい児全員（約５人）に対応すると，１人あたり１，３２９単位（１３，２９０円）となる。恐らくこの基本報酬では人件費を賄えず，設置が厳しいのではと考える。

　　最後に，医療的ケア児支援のための協議の場の設置について説明する。

　　先ほどと同様に，函館地域自立支援協議会の活用については，１つの選択肢として示したものであり，確定ではないため，他市町との調整・協議等には至っていない。

（佐藤会長）

　　続いて，資料４を事務局から説明願いたい。

（渡邊主査）

　（「資料４　第４期障がい福祉計画に係るサービス等の進捗状況について」を説明。）

　資料の補足を説明する。

　これまで，月あたりの数値は２月１月分で積算していたが，今回国から３月一月分で

積算するよう通知があったため，資料４についても３月一月分の数値を載せている。

　　また，平成２９年度の数値については，月あたりの表では第４期計画の見込みの数値，年あたりの表では平成２９年度の予算の数値を載せている。

（佐藤会長）

質問，意見はないか。

（松田委員）

　　放課後等デイサービスの月あたりの実績を見ると，平成２８年度実績が３１８人に対し，平成２９年度見込は２１８人となっており，見込の値が少ないのではないかと思う。表の見方を説明願いたい。

（渡邊主査）

　　月あたりの平成２９年度見込は，平成２６年度の第４期計画の時に見込んだ数値のため，実際の実績から見込む値と乖離している。当時の予想を超えた増加傾向にあると言える。

（佐藤会長）

　　今現在，今年度の見込がどれ位になるかわかるか。

（渡邊主査）

　　今日は持参していないが，７月，８月一月分の実績を次回資料としてお配りはできる。

　　また，今後の事業所開設予定についても，事業所調査の結果を次回お知らせする予定である。

（松森委員）

　　自動車運転免許取得助成事業支給者の年齢構成を知りたい。

（渡邊主査）

　　本日は資料がないため，次回お知らせする。

1. その他

（佐藤会長）

　　最後に，（２）その他について，事務局から何かあるか。

（渡邊主査）

次回，第３回の委員会については，９月２８日（木）に函館市役所８階第２会議室にて

開催する予定である。

1. 閉会

（佐藤会長）

　　他に発言がなければ，本日の委員会を終了する。